

## 協力要請書の審査基準および審査方法について

### 1. 基本的考え方

以下の①②を踏まえ、確認ポイントを取り纏めた審議資料を作成し、離島対策等検討会に提出済

① 「自動車リサイクル法における不法投棄等対策の基本的考え方」 (以下「**考え方**」とする)

・第3回離島対策等検討会(16年6月11日開催)および第4回資金管理業務諮問委員会(同年6月21日開催)にて承認済

② 「不法投棄等対策支援事業要綱」 (以下「**要綱**」とする)

### 2. 具体的な確認項目と審査基準

確認項目		※準拠する 考え方・要綱	審査基準
1) 対象案件 としての 要件確認	(1) 対象物品  (2) 資金出えん 要件	【考え方】 第2項. 4号業務 (1) 対象物品 (3) 出えん要件  【要綱】 第3項. 資金出えん 等の協力の対象 及び要件	(1) <b>以下の物件であること(自動車リサイクル法に基づく)</b> ・使用済自動車 ・解体自動車(車両残さ等を含む) ・特定再資源化等物品(フロン類、エアバッグ類、シュレッターダスト) ・これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等)  (2) <b>以下の資金出えん要件を満たしていること</b> ① <b>生活環境保全上の支障</b> 処理基準に適合しない処理(不法投棄または不適正保管)が行われ生活環境保全上の支障が生じている、または生じるおそれがあること ② <b>措置命令の発出</b> 投棄実行者その他措置命令の対象となる者(地権者、排出業者等)を調査・特定し <sup>*1</sup> 、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出していること *1: 特定できない場合は公告を行っていること ③ <b>代執行の意思</b> 代執行が行なわれるものとなっていること そのための予算を確保しているか、または確保できる予定であること ④ <b>費用求償</b> 投棄実行者に対し費用求償が行われるものとなっていること <sup>*2</sup> *2: 費用求償できない場合は、その理由を明確にすること ⑤ <b>未然防止対策を実施すること</b> ・不適正処分防止のための自動車関連業者への監視・指導強化 ・不法投棄車両に対する監視・指導の強化
2) 処理計画 の 妥当性	(1) 処理方法	【考え方】 P6【参考】撤去後の 処理について の概念整理	(1) <b>再資源化等の処理方法が適切であること</b> ① 使用済自動車 ⇒ <b>自動車リサイクルルートでの処理</b> ② " 以外の自動車由来の廃棄物 ⇒ <b>廃棄物処理法に基づく処理</b>
3) 事業費の 見積の 妥当性	(1) 対象経費要件  (2) 見積方法  (3) 業者選定方法  (4) 他支援団体 との按分 <sup>※</sup> 〔他の廃棄物が 混載している場合〕	【考え方】 第2項. 4号業務 (4) 出えんの対象 となる業務範囲  【要綱】 第4項. 協力の対象 第8項. 協力決定 の通知 (1) (2)  ※: 第11回離島対策等 検討会(H19.9.14開催) にて承認済	(1) <b>以下の経費であること</b> ・使用済自動車等を撤去するために直接必要な経費 ・撤去後の再資源化等に必要経費 (2) <b>事業費見積が適正に行われていること</b> ⇒ 原則、複数の業者より見積を取っていること (3) <b>地方自治法および地方公共団体の規則・規定に基づき、業者を選定する計画であること</b> (4) <b>他支援団体<sup>*3</sup>との按分比率が適正であること</b> ⇒ 共通経費(仮設工事費等)の按分は処理作業量に応じた比率となっており、他支援団体と当センター間で同意されていること *3: 産業廃棄物適正処理推進センター等
参考情報  (確認されなくとも出えん可否に関係しない)	(1) 投棄実行者 訴追状況 (2) マスコミ報道等 (3) 地方公共団体の 広報状況	-	(1) 投棄実行者訴追状況に関する把握の有無 (2) マスコミ報道等の有無 (3) 地方公共団体の事案への対応(措置命令・代執行等)について市民への広報の有無